

一、大字 余野

第八十九代後深草帝正元元巳未 尾州春日井郡清須村より龍神を馬に乗せ、爾波郡入鹿村の池へ来る。九月北條時宗執權職となり、諸國に大亂を起したる時、余野の郷士小池與九郎と云ふ者あり。此の昔人皇七十四代鳥羽帝の御時北面の武士に小池民部貞利と云ふ者、永久の頃故あつて都を退き余野村に來り名を改め與九郎として民間に下り爰此與九郎迄に四代繼いだ。豪家となりて敷島の道に志あり農暇に樂事にしたしみ折々雅人も來る。爰に小池の門前に古き榎一樹あり。是は是人皇五十一代平城天皇の頃、大同三年の春眞言宗を弘めんと一人の法師來りける。其の時杖にして來れるを此處に突差し置きて行く。其の杖より芽生じ枝葉繁茂生長し一樹となる。此樹の名を知る者なし世に自ら芽を生ずれば世ノ木と云ひ傳はるとこの村の古事にあり。後唐土より學者來り此の曰く春より夏に枝葉を生ずれば夏の木といふ又考へ榎と號けて榎村といふを何時となく余野とし是を村の神と崇め、榎權現と唱へ、大なる事は一丈三尺余、老木なれば昔は注連張小社等もありたりと聞く。

明治廿二年以前は一村であつたが、全年八月柏森と併合してその大字となり全三十八年一月大口村の大字となつた。
石高のこと

小口 二千百七十八石三斗五升五合 外坪 三百四十石五斗七升

河北 九百三十三石七斗五升二合 余野 五百三十九石三斗一升五合

以上徳川時代は盡く尾州藩の管轄に屬し數多の地頭と御藏領とに分れ支配せられてゐた。其以前のことは知るに由なし。

行政上より見たる村

村役場の沿革 徳川時代には各村に庄屋ありて代官の命を受け、村行政の全般を支配してゐた。明治七年に戸長を官選し明治十七年余野、小口、河北、外坪の聯合及大屋敷、秋田、豊田の聯合戸長役場を設けられたが、明治廿二年七月町村制實施と共に小口村、富成村、太田村の三村役場をおき明治三十九年十月一日大口村を組織し現今の位置に大口村役場を置くこととなつた。

太田村は豊田、秋田、大屋敷の三ヶ村 富成村は河北、外坪の二ヶ村 余野は明治廿二年八月柏森村に合併されて、その一大字となつた。各大字の沿革は「尾張徇行記」を見ても大口村の南部ばかりで北部は出てゐない。

石高に於ても確實な記録がない。

外坪については何の記録もない。

第五章 行政

第一節 區分

明治四年七月廢藩置縣が行はれて、本村は名古屋縣に屬してゐたが、全年十一月二十二日名古屋大山の二藩が廢せら

れて更に新に名古屋縣を置いた時も全縣の管轄地であつた。明治五年四月二十日名古屋縣を廢して縣名を愛知縣と改稱し全年九月愛知縣區劃章程を廢して管内を六大區、九十小區に分け、一小區は村方は凡そ二ヶ村から四十二ヶ村、町方は八ヶ町から四十九ヶ町まで、あつた。

其の當時本村は第四大區に屬してゐた。小區の方は判然とした記録がない。

第四大區 丹羽郡 葉栗郡

同年十一月二十七日額田縣を廢して愛知縣に合併するに及び、六大區を廢し十五大區としたが、我が丹羽郡 葉栗郡は第四大區となつた。明治九年八月二十一日從來の大小區を廢して更に十八區に分置した。従前第四大區の丹羽郡 葉栗郡は新設第四區となり會所を小折村に置いた。越えて全十一年十二月二十日従前の各區を廢し郡區名稱區域及各郡役所の位置を定められ、郡區内町村には戸長を置くこととなつた。本郡及葉栗郡は郡役所を丹羽郡小折村に假設せられ本村はその治下に入つた。明治十七年七月二十三日縣下各郡町村の從來の戸長役場を七月三十一日限り廢止し、更に役場區域を定めて八月一日から戸長を配置した。

明治十八年五月三十日戸長役場の管區を存續して組分を廢し、何々町村戸長役場と改稱せられ、三ヶ町村以上所轄の役場所在の町村を擧げ、某町外何ヶ町村戸長役場と稱する様になつた。明治二十二年九月二十四日日本縣令第四十八號を以て十月一日より町村制施行され、從來の戸長役場を廢し、町村役場を設けその名稱は戸長役場當時のままとし舊村名はそのまゝ、大字となつた。全二十八年八月十九日小口村大字余野を柏森村に合併した。越えて本縣では明治三十八年から柏森村大字余野を大口村に編入した。

の秋から地方自治團體の鞏固を圖る爲め町村合併を企劃せられたので、關係町村熟議の上、合併の必要を認め町村制第四號の手續を経て明治三十九年九月二十五日告示號外の一を以て本村も合併が行はれ、その區域を變更し全年十月一日から柏森村大字余野を大口村に編入した。
明治以前のこととは判然とした記録がない。

地名表

大字 豊田 五 九

長樂寺、西池尻、中池尻、東池尻、石河原、奈良子、差柳、藥師裏、流し、大屋敷前、鹿ノ戸、長淵、若森、藪山、善嶽、山根、東奈良子、寺東、追分、笹折、三町野、清水、藤ノ木、給田、大牧、樹木、榎坪、矢戸、水戸先、茨島、高場、野田、大山、傍示、矢崎野、度々目利、堀尾跡、宮前東、東屋敷、西屋敷、西河原、小皿、南屋敷、山神、東成兼、南野、白木、日亀、西兼成、平田、霞野、二見、中切、福田、松下、花見塚、下田、雉子野、狭間、大字 秋田 四 五

西間、屋敷、東藪山、郷裏、柳原、川原ヶ田、宮浦、西中山、村北、西藪山、宮東、山神前、西川原、宮前、兔、大樋、天王、南山、村西、勝負山、三野町、清水、北替地、法徳寺、髭田、六久田、米野、中原、畦畑野、八反田、向山、一丁田、西一丁田、五反田、郷西、藪山、屋敷越、東郷前、東八町、西八町、樋田、大原、中山、村東、西

郷前、

大字大屋敷 二 六

北海道、縣、大御堂、下流、本郷、平生、高橋、坂小淵、花ノ木、宮前、八ツ面、吹野、山王道、日金、勝負池、
樋田、八ツ垂、植松、上野、丸、大塚、向野、寺東、山間、樋先、上大塚、

大字外坪 一 五

大長、豆田、郷東、宮前、巾下、前田、郷屋敷、六反田、大島、柿田、柿田前、松山西、松山東、巾上、松山、
大字 河北 四 五

神明下、見浦、西見浦、棧敷、北河田、南河田、芋堀、柳原、羽加之上、石曾根、蟹ヶ坪、東端、東割、北割、郷
前、伴上、平田、井兩、郷中、西割、五三次、馬喰島、兩目、長箴、五反田、町田、藤ノ木、一本之宮、柿野、仲
沖、仲沖前、仲沖東、天王前、三神、天神塚、青塚東、磯ヶ下、椿下、宮東、二ツ屋、西狭間、伊賀田、巾上、百
畝町、寺島、

大字 余野 二 五

垣田、西浦、權現、寺前、川向、天神前、權現浦、權現西、大福寺、田代、田代西、下流、日高、神明下、淺畑、
宮西、宮前、明戸、少々腰、寺浦、水瀬、清水、中島、若ヶ橋、僧都庵、

大字 小口 上 三 九

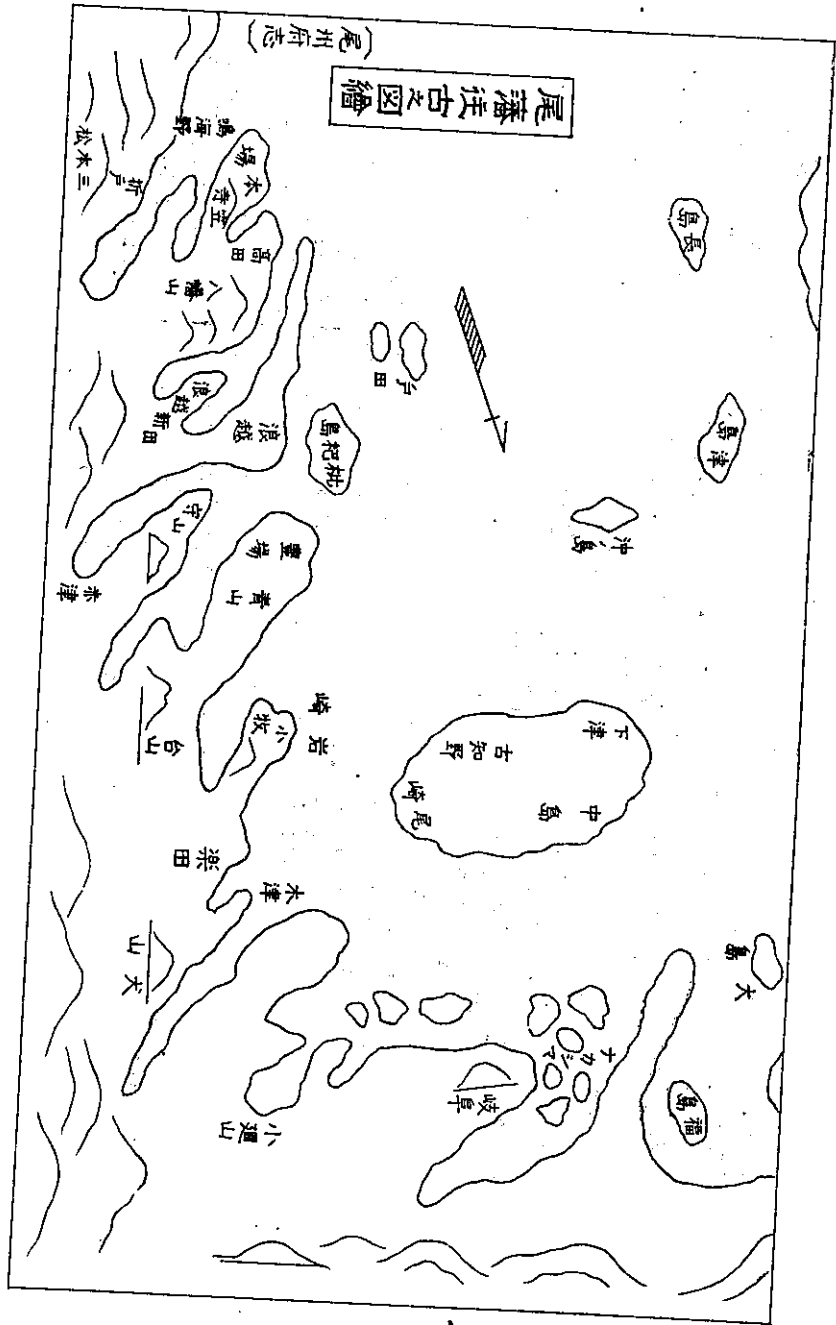
下林、墓ノ腰、郷西、郷浦、北ノ山、水戸、西屋敷、上山伏、金三西、田中、郷中、西万願寺、上万願寺、馬喰島
辨天東、原田、獅子毛、起し、油田、郷瀬、北太郎丸、上向エ、石曾根、上長淵、北穴田、北之坪、下田、中長淵
高岡、塚田、東出、出口、梨子ノ木、上大坪、島前、清水、島内、島浦、井堀間

中 四 三

下長淵、南穴田、一本松、仲沖、東柿野、馬場、下山伏、丸ノ内、定光寺、西山ノ神、地藏堂、西野合、下之段、
樋田、東大鹿、鴈田、辻田、長藏橋、東神薙、西神薙、稻口前、乾田、外坪浦、新宮浦、苗田島、大島、西柿野、
上野合、東万願寺、榎坪、下方願寺、西大鹿、城屋敷、

下 六 四

梶田、下猿境、上猿境、下神薙、小貳、石田、寺田前、寺田東、寺田巽、寺田、中流、下流、東曲田、西曲田、上
庭森、中庭森、下庭森、下五反田、中五反田、上五反田、植松、東樋田、植野、天神前、山ノ神、下五明、東五明
中五明、北屋敷、上五明、前田、上池田、下池田、本郷、仁所野、宮前、西樋田、新田、新田前、伏部、東水砂野
西水砂野、下水砂野、山王田、吹野、堂野、野田野、野田野東、下島前、西流、西乘船、西吹野、彦市、野田野西
乘船、野田野山、下島東、下島、竹田浦、大御堂腰、竹田、竹田西、竹田東、上流、



(尾州府志)

尾藩徒台之図繪

第二節 戸數・人口

往昔から明治維新を経て、舊村名までは、戸數、人口の移動が多い上に、精確な統計のよるべきものがなく、詳細を知ることが出来ないから、現今の區劃となつてからの事のみを記すと次のやうである。

一、年次別人口及戸數調

年次	本籍		計	現在		計	現在戸數
	男	女		男	女		
明治三十九年	四、二三九	四、一〇八	八、三四七	三、五九八	三、七一一	七、三〇九	一、四一八
明治四十年	四、二七一	四、一〇六	八、三七七	三、五九一	三、七〇九	七、三〇〇	一、四一八
明治四十一年	四、三〇三	四、一一三	八、四一六	三、五九九	三、七〇八	七、三〇七	一、四一六
明治四十二年	四、二四六	四、一一〇	八、三五六	三、六五八	三、七一五	七、三七三	一、四一六
明治四十三年	四、二二〇	四、一〇七	八、三二七	三、六六四	三、七一〇	七、三七四	一、四一五
明治四十四年	四、二五八	四、一二一	八、三七九	三、七四九	三、七〇三	七、四五二	一、三九六
明治四十五年	四、三一四	四、一八一	八、四九五	三、六六三	三、七五九	七、四二二	一、三八四
大正二年	四、三六八	四、二五四	八、六二二	三、七九六	三、七六五	七、五六一	一、三九一